

**第 2 回**  
**新市の議会議員の定数及び任期**  
**検討小委員会会議録**

開会 平成16年5月18日(火)

閉会 平成16年5月18日(火)

**那賀5町合併協議会**

第2回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会索引

付 議 議 件 名	頁 数
1. 開 会	1
2. 委員長挨拶	"
3. 会議録署名委員の指名	"
4. 協議事項	
(1) 新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュール(案)	1
(2) 新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することについて	2
5. その他	17
6. 次回開催日程等について	"
7. 閉会	"

第2回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会会議録

開催年月日	平成16年5月18日(火)		
開催場所	粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室		
開会及び閉会時間	開会 午後1時30分	閉会 午後2時46分	
会議録署名委員	黒田七郎	松浦猛	
議長	榎本喜之		
出席並びに欠席委員  出席 9名 欠席 1名  凡例 出席 × 欠席	委員氏名		出欠
	委員長	榎本喜之	
	副委員長	松浦猛	
	委員	南木和子	
	委員	杉原勲	
	委員	柳本益代	
	委員	黒田七郎	
	委員	仮屋肇昇	
	委員	山岡年文	
	委員	津田愛珂	×
	委員	竹村広明	
合併協議会 事務局	事務局長	黒田敏弘	
	事務局次長	奥谷敏夫	
	総務課長	栗山房大	
	調整課長	狭間秋友	
	調整課長補佐	浅野徳彦	
	総務課長補佐	半田雅己	
	総務課長補佐	乾浩二	
	総務課長補佐	栗本宗彦	
	総務課係長	中村健	
会議の経過	別紙のとおり		

<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>改めまして皆さんこんにちは。本日は何かとお忙しい中小委員会に出席いただきましてありがとうございます。また本日2回目となるんですけれども、皆様の活発なご意見をいただき会議の方を進めさせたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。それでは会議の進行につきましては委員長に議長をお願いいたしたいと思いますので、委員長どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>それでは早速ではありますけれども、会議次第に従いまして進めさせていただきます。なお本日の出席委員は9名でありまして、小委員会規程第5条第2項の規定の3分の2以上の委員の出席がございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずもってご報告いたします。なお、津田委員より欠席の旨のご連絡がございましたので合わせてご報告いたします。</p> <p>引き続きまして、会議次第第3番の本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。那賀町黒田七郎委員、貴志川町松浦猛委員、以上の委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次の会議次第第4番の協議事項に移らせていただきます。まず1番目の新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュール案につきまして事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (総務課長補 佐 半田雅己)</p>	<p>総務課の半田です。よろしくお願いいたします。それでは私の方から3ページ目を開いていただきたいと思います。新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュール案でございます。これにつきましては前回の会議の中におきまして、スケジュールということで事務局案として色んな考え方ありますけれども、9月とか8月とか色んな意見が出ましてそれで事務局として案を立てさせていただきました。それではスケジュール案について説明させていただきます。</p> <p>3ページ目の小委員会の所を見ていただきたいと思います。平成16年4月9日、このときは第1回小委員会、それから16年の5月18日今日ですけれども第2回小委員会、検討事項の協議としまして今後のスケジュール案、それから設置選挙、定数特例、在任特例の選択の協議を挙げさせていただいております。それから16年の6月の中旬第3回の小委員会。検討協議としまして、設置選挙、定数特例、在任特例のうち1つを決定するというので前回の協議をふまえ次回の時には1つを決定していく、それから議員定数の協議、選挙区を設けるか否かの協議をしていただく。そして第4回目16年の7月の中旬の第4回目の小委員会におきまして検討</p>

	<p>事項の協議としまして、議員定数の決定、選挙区を設けるか否かの決定ということで前回の協議をふまえてこの7月中旬に決定をしていく。それから選挙区数とその定数のについては協議をしていく。続きまして平成16年8月の中旬第5回小委員会。検討事項の協議としまして、選挙区数とその定数の決定、前回協議したものを今回決定していく。そしてこのとき新市の議会議員の定数及び任期の確定ということで小委員会では一応ここで確認していく。そして一番最後の協議会の平成16年8月26日第6回合併協議会で、第5回小委員会の委員長報告としてこの時に協議ということで確認をしていただく。一応そういう風な形のスケジュール案でございます。なお、8月中旬でこの小委員会で決めるとなっていますけれども、審議等の内容により議員の定数及び選挙等を合わせて審議、同時にしていく場合もございますので期間的には若干変わってくるということも考えられると思います。以上です。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい。ただ今事務局から説明ありました新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュール案につきまして何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>ありませんか。それではご質問、意見等がないようでございますのでここでお諮りいたします。新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュールにつきましては原案の通り決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>異議なしということですので新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュールにつきましては原案の通り決定させていただきます。</p> <p>続きまして2番目の新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することについて事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 半田雅己)</p>	<p>それでは4ページ目をご覧いただきたいと思います。新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いに関する事、この件につきましては前回と同様でございます。1番目としましては次のいずれの制度を適用するか選択するという事、1番目の設置選挙、それから定数特例制度、それから在任特例制度ということ、それから2番目としまして議員の定数、3番目としまして選挙区を設けるか否かということで、選挙区を設ける場合だったら、選挙区数、選挙区ごとの定数ということになっております。</p> <p>続きまして、めくっていただきまして5ページ目ですけれども前回5ページ目の合併特例法の中で適用しない、その次設置選挙、選挙区各項目で全部選挙区というのがございますけれども、前の時は選挙区を設けるって</p>

いう風な形で書いておりました、その下に設ける、設けないということでございました。それで色々検討しました結果、選挙区を設けるっていう下にまた設ける、設けないっていうのもちょっとどうかなということで選挙区という言葉だけをしました。選挙区だったら設ける、設けないという形に改めさせていただきます。

続きまして6ページ目でございます。これも前回と同様同じ項目を載せさせていただきます。協議事項といたしまして設置選挙、原則の場合ですけれども議員の定数について30人以内で協議の上決定しなければならない。それから合併前に市町村で協議し議決の上これも告示しなければならない、告示された場合の定数は条例により定められた定数とみなされます。選挙区についても選挙区を設けるかどうか、それから定数、選挙区を設ける場合の定数配分をどうするのかということでございます。そして4つの地域の例を挙げさせていただいております。

続きまして定数特例ですけれども、議員定数については法定数の上限2倍以内、それから30人かける2で60人以内での協議の上決定しなければならないということでございます。選挙区につきましては選挙区を設けるかどうか、選挙区を設ける場合の定数配分をどうするのかということでございます。特例期間経過後の最初に行われる選挙の際の議員の定数を協議の上決定しなければならない。30人以内で協議の上これも決定しなければならないということでございます。これも同じく合併前に市町村で協議し、議決の上告示しなければならないということでございます。めくっていただきまして、この例を4つばかり挙げさせていただいております。

最後になりますけれども、在任特例、在任期間として2年以内での協議での決定、選挙区を設けるか、選挙区を設ける場合の定数配分をどうするのか、それから特例期間経過後の最終に行われる選挙の際の議員の定数を協議の上決定すると、30人以内で協議の上決定しなければならない。それから合併前に市町村で協議し、議決の上告示しなければならない。これも4つの例を挙げさせていただいております。以上でございます。

議長  
(榎本喜之)

はい、ただ今事務局から説明ありました新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することにつきましては第1回目でも事務局からの説明がありましたので、おさらいという形になりましたけれども今回の協議につきましては前回から在任特例を適用するか否かという事を決定しようということで意見を持ち寄るということになっていましたので、ご意見の方をいただきたいと思っております。どういたしましょう、順番で行かさせていただきます。よろしいでしょうか。まず竹村委員さんからよろしく願いいたします。

<p>委員 (竹村広明)</p>	<p>こんにちは、竹村でございます。先日うちの議会も全員協議会を開催いたしまして、一応議会では在任特例を設けないと一般選挙で、特例を設けないということで一応議会では決定しております。以上です。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>次山岡委員さんよろしくお願いいたします。</p>
<p>委員 (山岡年文)</p>	<p>山岡です。うちも全員協議会を開いてその結果、色々意見もありましたけれども特例を使わないということで決定をいたしております。ということで今日は臨んだわけでございますけども、皆の意見聞いてから後から述べさせていただきます。</p>
<p>議長 (榎本喜之) 委員 (黒田七郎)</p>	<p>次に黒田委員さんよろしくお願いいたします。</p> <p>那賀町の黒田でございます。まず始めにいつも事務局の先生方ご足労いただきどうもすいません、ありがとうございます。那賀町の議会といたしましてですね、全員協議会を4月の30日に開催をさせていただいております。新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いに関する事につきまして協議をいたしております。その協議の結果を若干ご報告をさせていただきたいとこのように考えております。まず合併特例法の適用につきましては協議の結果、一つご存じのように地方自治法及び公職選挙法の原則を適用するか、また合併特例法の議会議員の定数特例制度を適用するか、また3つ目には合併特例法の議会議員の在任特例制度を適用するかと以上この3点につきまして私の方から説明をさせていただき、いずれの制度を適用するかということをお諮りさせていただきまして、全員の意見を求めて協議をいたしましたが、在任特例等様々な意見が出て参りまして、最終的には合併の意義というものを考えて財政負担が少なくなる、その方法を良いのではないかと、負担の少なくなる方法がよいのではないかと。また議会の定数云々と平行いたしまして、農業委員の定数の問題もございましたのでもう少し検討させていただきたいというご意見もございました。この内容に付きましてですね、那賀町の議会の議員の中でもですね、定数及び任期について検討する中におきましても若干理解のできていない方もあるように私は感じておりました。そして4月30日は結論を早めるよりも、もう少し書類をいただいておりますからその問題についてもっと深く理解を求めて認識を高めていこうじゃないかと、そういう一つの意見もございましたので今日はですね結論を急ぐよりも次回に結論を集約して参りたいとこのように考えてございます。なお、明後日の20日に5月20日に第2回目の全協を開きまして、皆さん方の前でこの問題について最終的に取り計らって参りたいこう考えますので大変申し訳ございませ</p>

	<p>んけれども那賀町の議会の全員協議会の席で結論づけるようなことは急いではいかんということをお個人的にも判断をいたしまして、議員全員の意見を集約して参りたいと、次回にまでさしていただきたいとこのように考えますので一つこの点についてまだ審議中ということで、大変手ぬるいように思いますけれどもいったん那賀町の議会といたしましても決まった以上は即刻それにしていくように私も努めて参りたいとそのように考えてございますので、ご了解をいただきたいとこのように考えております。以上であります。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。続きまして杉原委員よろしくお願いいいたします。</p>
<p>委員 (杉原勲)</p>	<p>はい、粉河町の杉原でございます。先ほどから色々なご意見を聞かせていただいておりますけれども、粉河町といたしましても全員協議会を開きまして、粉河町の意見といたしまして適用しないというのがふさわしいと出ましたので、今後その方向で進んでいきたいと思っております。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。最後に私の方から打田の議会について決定したことをご報告申し上げたいと思います。</p> <p>5月の10日の日に全員協議会を開催させていただきました。そして私の方からこの問題について若干説明と後、合併協議会の方からの補足等をいただきまして議会の方では在任特例に関しては打田の方は適用しないという風に意見が集約されて決定されております。それご報告申し上げます。</p> <p>それでは今各5町の議員の選出の方々よりご意見をいただきまして那賀町さんの方が一つの方向性というか、経費のかからないような形でという方向性はつけていただいているようですけれども、在任特例に関しては適用、適用しないって結論は出ていないという現在状況になっております。そういうことでございますので、又後第5号委員さんからの意見もここでいただきたいと思っておりますので何か意見等ありましたらよろしくお願いいいたします。松浦委員。</p>
<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>先ほど竹村委員言われましたとおり、いわゆる原則でいくということについて、私の方もそれで皆さんともお諮りいたしました結果原則でいこうと、こういうことになりました。ただ今日は結論出せへんのやろ。次回やっしょな。</p>
<p>議長</p>	<p>すいません、割って入るようすけども。先ほどのスケジュール案、大</p>

(榎本喜之)

まかな案ですけども現在は那賀町さんの方が出ていないということで、ここで決定してそれを那賀町さんに押しつけるという形もあれですんで、この状況を又那賀町さんは黒田委員さんに持ち帰っていただくという形でお願いしたいと思います。

他何か委員さんからご意見ございましたらお伺いいたしたいと思いませんけれども。

意見がないようでございますので、この在任特例前回これはまずもって決めていこうではないかという形でしておりました。この今の現状この会議の状況の方を今現在決定しておられないということで那賀町の黒田委員さんと又議会の方に報告いただいて次回までにそれを出していただくと。またこれからこの委員会のこの後の中で出てくる事も含めまして色々また各議会の方にもってお帰りの方々には色々お諮りをしてきていただきたいと思うんですけども、それではここでは在任特例についてのことは次回ということで、決を採らないということでさしていただきたいと思いません。

それでは、この後なんですけれども定数特例原則選挙等々色々ございましてここで自由な皆さんの意見、考え方等をお伺いしていきたいなと思いませんけれどもいかがでしょうか。何かご意見等ありましたらよろしくお伺いいたしたいと思いません。全般的に、はい。はい、松浦委員。

委員

(松浦猛)

議長ねえ、ざっくばらんに言うとその先ほど自分ら決めたやつやからやねえ、スケジュールってこうなってくるとねここで合併特例法の何がいいんか、在任特例法の方がいいんか、或いは議員定数がどうなるんかと、選挙区を設けるんか、設けないのかっていう議論をやねえ今日やるんか。何でやって言うとなね、あんまりこのスケジュールにこだわるんじゃないんやけども、スケジュール見ていくとなね6月中旬のやつがそのどうやるんよという、その原則でいくのかどうかというやつを決定するんやでと、その中で議員定数の協議、選挙区を設けるか否かの協議をやるんやでと、その次の7月の中旬ではやね、今度議員定数の決定と選挙区を設けるか否かの決定と。まあこういう順序になってあるはな。この順序はわし間違いはないと思うんやで。極論言うとなね、今日まあそれぞれ協議やってきてあるんやしよ。それぞれの議会でね全協開いてやってあるんやろ。ここでよ色々やりこいつの方がええで、あいつの方がええでっていうようなことはそれぞれのやっぱり議会に対してよ、ちょっとなんじゃないかと思うんで。そうやってきたら今日の小委員会が、今皆さんの意見を聞いた時点でやねえ今日休会になるんか、今日終わりになるんかそういう風にスケジュールをこの書いた軸通りに行くとならざるをえんからね、それどないしよう、これ。どないしようっていうとおもしろいけど、事務局のこれどない

事務局  
(総務課長  
栗山房大)

な考えもってあんのかの。

よろしいですか、事務局ですけど、スケジュールにつきましてはですね、形式的にこういう形にやってるんですけど、実際に私考えますのにはですねそういう例えばですね、その在任特例を適用しないということになったとしますね。その場合に後そしたら設置選挙ってことになるんですけど、設置選挙する方法も二つありまして原則のもう選挙するんか、それとも定数特例とるんかっていう二つになってきます。その議論もちろんやっってもらんですけど、その時にですねそのその選挙区をどうするかっていう問題でできますね。で、選挙区っていうのはそれぞれの定数配分っていうのがございましてですね、それをどうするかっていう問題にもつながってきます。ですからその定数を決めるにあたっては、選挙区っていうもんを切り離して考えられるんかどうか、もう一緒に絡めた中で議論しなければいけないかということになってきますので、ここに書いてますように実際こういう風に分け方として分けてるんですけども、実際には議事の進む方向というのはこれちょっと議事自体が生き物ですから、皆さんのご意見の集約で進んでいきますんでね、ちょっと想定できない中で基本的にこんな形かなっていうのを示させていただいてるということで、ご理解いただきたいんです。ですからどういう形で進めていただいてもけっこうなんですけども、最終的に今そういう3つある在任特例、定数特例、原則の選挙区そのうちどれを選ぶか、そして後選挙区を設けるか、設けないか、定数はどうするかとこれを最終的に決めていただいたら良い形でありまして、順番についてはですね必ずこのスケジュール通りにしていただくことはないと思います。そしてまた今日の委員会なんですけど、前回そういう在任特例についてどうするかっていうことをそれぞれ持ち帰ってご意見をいただくということになってまして、先ほどからご意見いただいた中でどうしても次回もう一度全協を開く必要があるということもありましたので、これもうここで今決めることはできないと思います。議長の判断を僕は正しいと思うんですけども、その中でですね後の選挙区の問題でありますとか、その定数の問題でありますとかねもうざっくりばらんにですね、本日の場合は皆さんご自由に意見を交換していただいて、またこの辺についてちょっとよくわからんけども、いっぺん事務局そこ説明せよとか、そういう話でございましたら私らもわかってる限りでねお答えさせていただきますのでね、例えば議員の年金のこともあるかもわかりませんし、色んな事もうどんなことでも結構ですんで色んなそういう話し合いをしていただいて、次回その中からこの部分については次回、今その在任特例の云々だけじゃなしにこのことも次回はもってきて意見持ち寄ろうよと、そういう話になれば更に協議っていうのは進んでいくと思いますので、皆さん色

議長  
(榎本喜之)

んな意見をこう出している中で、次回はこれこれについて意見を持ち寄ろうとそういうことになればね、事務局としては大変ありがたいなとそういう風に考えます。以上です。

はい、ありがとうございます。それではあれなんですけれども私から一つというか、重要な意見ということで委員長自ら言わしていただきたいんですけれども、田辺の方の先進事例といいますか、田辺地域の合併の方では30人の定数の枠を設けまして、その中で選挙して1回目だけは選挙区を設置すると、その選挙区の定数についてはこの協議会がまた色々議会持ち帰ってなり、ここへ出してきてなりで決定して、現在ある程度決定してるっていうのはホームページ等々で私も見てるんですけれども、その時に今田辺の中で一つ問題が出てきたのが1票の格差っていう状態の問題が田辺の中では一つありました。その時その1票の格差なくす方法として、定数特例そこで利用してもいいんじゃないかって僕自身で思ったんですよ。というのは2回目の選挙からは選挙区を設置しないという風に田辺の方は決定してるということなんで、1回目やったらそれでもいいんじゃないかと、でもやっぱり住民感情の中で30人の枠で無理矢理全員で納めたというか、話し合って納めたんかなとかその辺、僕も向こうで誰か知ってる人あれば色々意見聞きたいなと思ったぐらいだったんですけれども、それもまあ1つの例ですし、合併後の定数30人までですんで何人でも良いと思えば、その倍までっていうか30人の倍の60人まで1回目はいけると、それを使おうか、使わないか、これ一つ一つその今事務局からもありましたけれども、順番を踏んで段階的に進めていける話でもないと思うんですよ。段階的に進んだけどじゃあやっぱりこっちの方が、それやったらこの方がいいんじゃないかって戻ったり、横へいたりという形になると思いますんで、みなさんちょっと議会の議員さんの方は議会の意見の集約っていうことでなかなかここでは私的な意見っていうのは出せないかもしれないんですけれども、もし自分とこの全協等で色々意見が出て、こういう意見もうちの議員さんの中からあったよとか、また5号委員さんにつきましてはやっぱりわしの周りではこんな意見もいうてる人おるわ、新聞ではこんなように言うてたわなっていう意見でも結構ですのでここでいっぱい出していただいて、活発な協議していただきたいと思いますんで何か意見等ありましたらよろしくお願いします。黒田委員お願いいたします。

委員  
(黒田七郎)

私の方で先ほど那賀町の全協の内容を詳しくは申し上げませんでしたけれども、端的に申しましてまだ認識を深めることが出来なかったという人のことがございましたので、ここで結論を急いでもかえっていかんと

いう判断をいたしました。それで説明をいたしまして合併をなぜしなければいけないか、なぜ国からこのような一つの考え方が出されたんかという基本理念というものがまだはっきりわかっておらなかったんじゃないかと、そういうようなことで協議の中である議員が財政的にどういう人のことを考えて合併をしようとするんかという認識に立たなければいけないんじゃないかと、このようなやっぱり意見も出てきてる訳なんです。そしてそのこの3つを選ぶ一つの問題につきましてもメリット、デメリットのこともございますから充分この件も参考にして皆さん方のご協議をしていただきたいよということをしていたしましたので、この明後日の全協ですすでに結論が出て参ると思います。これは私の方から先に言うて悪いですけど、やはり今回の合併のなぜ合併をしなけりゃいけないかという一つの判断にたった場合には合併特例法を適用しないというのがやはりベストであるとこのように判断をいたしてございます。また人数もですね30人以内に抑えて調整を設けて、建設計画になっておりますその第1回目の合併後の予算審議について、まず地元意見が出にくいんじゃないかとそういう一つのことも色々もってらっしゃると思います。また私も那賀町で一般の方々にも参考に聞いて参りました。大多数の人は市長は決まるけれど、議員がそのまま在任特例でいくということはもってのほかやと税金の無駄使いじゃないんかともっとやっぱり合併の本質というものを知るべきじゃないかとその意見もやっぱり強硬に出て参ります。そういう人のことから特にですね、今日は女性の方も二人参加していただいておりますけれども、那賀町の女性の方々にも聞いて参りました。やはり男性よりも女性の方がシビアにその答えを出されて参ります。やっぱり適用しないと、そういう一つの考え方がズバツとやっぱり出て参ると思うんです。ほいでいっぺ今日はここにご参加いただいております女性の委員の皆さん方がどのようにお考えをもっていられるんか、私も興味を持って参っておりますので、もしできればですね打田町それから粉河町の委員の女性の方々から参考に意見を聞かせていただいておりますね、それならば明後日のことで那賀町も決定して参りたいとこのように考えてございますので、次回にはもう全員そろって満場一致でこのように決まりましたよということになると思いますけれども、私は最終的に多数決原理を尊重して参りたいと思いますので、明後日の那賀町の全協の中にも半数以上の方が合併特例法を適用すると、いう人のことになって参りましたらですね、それに多数決原理に従って参りたいとこのように考えてございますけれども、できるだけ我々議員も自分からの問題でございますから、充分一つ審議をして忌憚のないご意見をいただいて最終的な意見に集約して参りたいとこのように考えてございますので、一步みなさん方より遅れた感もございませうけれども、それだけやっぱり慎重に諮らしていただきたかったということだけ一

<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>つご理解をいただきたいとこのように考えてございます。以上であります。</p> <p>ありがとうございました。それでは今黒田委員からもありましたけど、女性の方々でご意見等ありましたら少しお伺いいたしたいと思えますけれども。南木委員、よろしくをお願いします。</p>
<p>委員 (南木和子)</p>	<p>打田町の南木です。女性の立場として私個人の意見以外に知り合いの方、また近所の方に聞いてみましたんですけども、やはり合併ってこの一番の根本的な、なぜしないといけないかということから考えたらこの地方自治法に基づいての公職選挙法って事で、合併特例それから在任特例は使わないっていうのが大半の方の意見でした。で、その中で私にも同じ考えなんですけども、ただ一つこれはどなたにお聞きしたらよろしんでしょうか。事務局さんにお聞きしたらよろしいんでしょうか。この地方自治法に基づいての選挙、それから合併特例法の方に適用しての選挙ってことの中で、デメリットで2ヶ月間選挙終わるまでの間ですね新市長とそれから議員さんの不在期間がありますね。で、行政の方から考えて一番困るこの期間、2ヶ月間でどういう事が一番困るかっていうことをちょっと教えていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>今、南木委員さんの方から選挙して決定するまでの間、議員も市長も不在期間があると、その間役所としてはどういう風な不具合等考えられるかっていうことについてご質問でたんですけども、事務局の方からご説明いただけますでしょうか。考えられるところで結構でございます。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 半田雅己)</p>	<p>それでは失礼します。はい、前回ですけどもお配りさせていただいた資料を今日はお持ちでしょうか。その中にですね、9ページですけども、先に一番最初に合併特例法を適用しない場合、原則。それから合併特例法第6条による方法っていうやつ、定数特例。それから合併特例法第7条による方法っていうことの在任特例。一番下ですけども、一般的に言われる効果、及び懸念される事項ということでここに書かさせていただいております。これにつきましては、原則としまして一般的に言われる効果としまして、議員報酬の削減とか市長選挙と同時に選挙ができる、議会運営が円滑にできる。懸念される事項としましては、住民の意見が反映されにくい、新市発足後約2ヶ月間市長、議員が不在となるということでございます。それから定数特例の場合の一般的に言われる効果としまして、定数の決め方によっては在任特例よりも議員の報酬を削減できる、市長選挙と同時選挙ができる、それから住民の意見が反映されやすい。懸念される事項</p>

	<p>としまして、定数の決め方によっては議会を運営できる議場の確保が困難である、新市発足後約2ヶ月間市長、議員が不在となる。在任特例の場合ですけれども一般的に言われる効果としまして、住民の意見が反映されやすい、議員の不在期間がない、新市のまち作りを確認していくことができる。懸念される事項としまして、在任期間中は議員報酬の削減ができない、議会を運営できる議場の確保が困難である、以後の選挙において市長選挙と同時選挙ができなくなると。一応大きな点でここへ書いてます。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>すいません、その市長、ま首長ですよ、そして議員の不在期間に市の役所としての機能でどういう困難が、支障があるかっていう想定されるかっていうこと、その今だいたいこういう事であろうと、多分首長おらないということは職務代行者とかが議決されるという形になるでしょうけども。すいませんけどももう一度。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、そしたら私の方からちょっと補足させていただきます。2ヶ月間こちらの原則選挙の一番下にも懸念されるデメリットですね、2ヶ月間首長と議員が不在になるということで書いてるんですけども、実際に議員さんの場合は当然ないわけで不在の状態になります。首長の方はですね、首長になるんですけど首長の職務執行者ということで、前もって今の5町の町長の中から選んでおくわけです。その5町の町長以外の人から選ぶこともできませんし、5町の町長の中から選びます。それで、職務執行者決めましてですね、その人が市長に代わってその間、新しい市長選挙で市長が選ばれるまでの間は執行者としてやっていきます。市長の代わりをですね。議会の方は全くない状態になってしまいます。ですから住民の代表である議員さんの声がですね行政に届かないという状態です。ですから議会ございませんので、実際に新市ができた時にですね、市ができましたらすぐ事務、事務事業止めることでできませんのでそのままずっとやっぱり動いていきますので当然事務事業っていうのは全て条例とか規則とか、色々なものに基づいて事務っていうのはされていきますので、条例っていうのがなかったらできません。ですからその条例についてはその職務執行者、市長の代わりの人ですけどその人が専決処分っていうことで、自治法の中で必要に応じて専決できる、そのいう議会の議決を得ずにですね条例なんかを決めてしまう。後でそれを議会の委員が選出されてきてから専決処分したことを議会で承認をしていただく。そういう形で何百個もの条例をまず設置と同時にですね、専決していくということで事務としてですからそういう政策的な部分っていうのはなかなかその新しく市になって新しい政策っていうものを打ち出していくっていうことはね、議会がない中では当然できないと思います。ただ事務的に従来どこの町でもどこの市でもやっ</p>

<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>ているようなそういう事業っていうのは止めることもできませんし、それはスムーズにそういった専決っていう行為もできますから流れていくと思います。そういったことで政策的な部分はその間は止まってしまうということになると思います。はい。</p> <p>柳本委員何かありますでしょうか。まず、山岡委員の方から手が上がっております、山岡委員。</p>
<p>委員 (山岡年文)</p>	<p>先ほど委員長が言われました、特例を設ける、設けない、適用しないということで定数特例はまた後から出てきて戻ったり、行ったり戻ったりするというような話がありましたけれども、うちの議会といたしましては特例はいっさい使わないと、定数特例も使わない、こういうことに僕はなっております。理解しておりますので他の町、那賀町さんは別といたしまして、他の町はどうなってるんか一つお聞きしたい、こう思いますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (榎本喜之) 委員 (竹村広明)</p>	<p>はい、ありがとうございます。他の町の委員の皆様、竹村委員。</p> <p>貴志川町です。先ほども言ったとおり適用しないというわけなんですから、もちろん定数特例、在任特例は設けないという風になります。</p>
<p>議長 (榎本喜之) 委員 (柳本益代)</p>	<p>はい、他にありますか。柳本委員さんまずちょっと。</p> <p>粉河町の柳本と申します。先ほど議員さんのお話を聞かせていただきまして私もその意見に賛成させていただきたいと思っております。実はもう先日の4月9日の小委員会の時点でこの今の話だったらいいんじゃないかなあってそれはなんて住民の方々も賛成していただける意見じゃないかなっていうことも、自分は自分なりに色々と検討さしてもらい、また考えさせていただきまして、やはり粉河町だけ先って話さしてもらってっていうのもまた何かあってもいう責任も自分なりにまた考えさせていただいてました。それで今日また議員さんのお話を聞かせていただきまして、これだったら自分の考えてた意見と同じ考えだったなっていうことで安堵して今おるっていう状態です。そして選挙のことなんですけど、選挙で各町全体となったらやはり女の方って議員さんのお名前とかそういうのはまず知らない方が多いと思います。それでやはりまたできたら町長単位でその人数の方はまだ自分として検討はあれですけど、大体30人くらい先ほど黒田議員もおっしゃったようなそういう形もまた良いんじゃないかなって思っておりますんですけど。いかがですか。</p>

<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。柳本委員さんとしましては今この協議会に出てきてらっしゃる委員さんの各議会の意見を聞かれて、自分の考えによく似てると、大体同じ方向の意見が出ているということを書いていただいて、定数のことについて今少し述べていただいた訳なんですけれども、それではやっぱり上限30人くらいでっていう考えをお持ちということでお伺いしてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p> <p>それではすいません、多少前後いたしましたけれども今山岡委員さんと竹村委員さんの方から少しご意見ございまして桃山町、貴志川町の議会さんの方では特例、定数特例もいっさい使わないという考えではないかということをお話しいただきました。後私の方から先申し上げまして申し訳ないですけれども打田の方としましてはこの間の全協の時点では在任特例だけをまず審議というか、決めさせていただきまして・・・。</p> <p>特例というのは議題に上ってない、説明とかいうのはさせてはいただいておりますけれども、それはまず決を採るという形ではとってございませぬのでそれはご報告申し上げておきます。他委員さんからありましたら。杉原委員さんとか全協とかでありますたら少しお聞かせ願います。</p>
<p>委員 (杉原勲)</p>	<p>今、議長である打田町の議会の内容をお聞かせいただきました。粉河町も今同じでございます。一応段階をおって進めていくということで承認を得ておりますのでとりあえずまゝ適用しないということで、それによって後の段階に。適用しないということで。後のことに関しましては今打田町さんと同じような考え方と。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>ということはいけません。杉原委員さんの粉河町さんの方では定数特例も特例は一切使用しない、適用しないという考えですか。</p>
<p>委員 (杉原勲)</p>	<p>いいえ。選挙設置ということで、適用しないんですからそこまで。原則ってことです。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>特例は適用しないということですね。</p>
<p>委員 (杉原勲)</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、すいません。松浦委員。</p>
<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>貴志川町の松浦です。私の方色々まゝ財政的に非常にお金かかると、経費節減のためにも色々特例を設けるとか設けないとか色々あるんですが、</p>

私の方議員でないんですんで、これ一つこれはもう事務局の方に答えていただきたいと思うんですが、この前の確か資料で現在の議員定数が74と欠員が一人あるんで73と。そしてその打田町の方では定数がどれだけとか、粉河町がどう、桃山町、貴志川町どうとそれぞれ定数が記載されております。そしてその下に議長さんが27万5千円、これは打田の場合ですが、そして副議長23万5千円、22万と議員さんが、このように色々お金の事になるんで色々言いぬくい何もあるんですが、それで私これを実は試算いたしました。そこではたと困りましたのが、この出てきた数字に12かけたら年収だと、年収っていうんですかこの報酬。そこへプラス何ヶ月あるんかまだちょっとわからんとで今の厳しい経済情勢の中で民間で年間2ヶ月これあるとこがかつつつしてると。そうなって参りますとこれは条例で確かに決められて、その前には自治法があるとそれで今現在十何ヶ月をかけたら、この議員さんの年俸がでるんだらうかと、そして新しい市になったらこれまた歳費が上がりますわね。で、その歳費が上がった場合30人にいったらどないなるんやろうと。そこらのとこいっぺ数字的な説明をやっていただきたいと、確かに定数が厳しい状況の中でそれするよと、それは当然だと思います。議長が1で副議長が1でそうなるんですからその分だけは減ってくる事はこれはもう事実ですが、果たして具体的な私ら民間の出ですんでお金のかさでいくとこれはちょっと多いなと。30人っていうことになってきたらこれは10万都市で30人と、7万都市やったらどないなるんやろというようにここは全面にきっちりしぬくいと、ただ事がお金のことですからあまりそなえ言うなよというその気持ちがわかるんですが、それシビアにいっぺん事務局の方でおそらく試算される数字があるうと思いますんで出していただけたらありがたいと思います。

議長  
(榎本喜之)

はい、ありがとうございます。事務局にちょっとお伺いするんですけれど、今松浦委員さんの言われたような資料現在手にあるでしょうか。それではすいません、今事務局の方探しておりますのでここでしばらく休憩いたしたいと思いますけれども、何分ぐらいの休憩をとらせていただいたら。10分ぐらいでしょうか。そうすると2時半からの開催ということでよろしいでしょうか。すいませんそれではここでしばらく休憩をとらせていただきます。

(休憩 2時23分)

(再会 2時34分)

議長  
(榎本喜之)

すいませんけれどもご説明というか、していただきたいと思います。

事務局  
(総務課長  
栗山房大)

はい、議長。そしたら松浦委員さんの議員報酬等の現況についてのご質問にちょっとお答えいたしたいと思います。今現在5町で手当等含めまして、報酬の年額ですけれども2億6千9百万円合計でなっております。これですねこのままの報酬、ちょっとばらつきあるんですけど平均とってやった場合30名と仮に定数30名とした場合ですね、法定定数で考えた場合に73分の30をかけましたら1億1千万ぐらいに収まってしまいます。そんな中で市になるということで例えば田辺市の報酬、田辺市実はですね議長がですね53万5千円なんです。それから副議長が47万5千円。それから議員さんが43万円。53万5千円、47万5千円、43万円になってます。それで田辺さんの報酬へ30名かけましたら2億2千7百万円ぐらいになります。ですから今現在5町74名分で2億6千9百万、30名で田辺の報酬当てはめると2億2千7百万ということで約4千2百万ぐらいの差で金額的には少なくなるということで、田辺の報酬を適用するということはどうかとかまだまだ後で決めることなんですけどね。それからその例えば在任特例を適用するということになりまして74名そのまま今の報酬のままということになりましたら、当然今の現在の金額ですから2億6千9百万年間いってしまうということになります。田辺も市になりますから74人にその田辺市の議員報酬を適用してやった場合は5億5千6百万いってしまいます。ちょっと大変な金額になってしまいます。余談になりますけども昨日ちょうど毎日新聞だったと思うんですけども、周南市広島県になるんですかね、山口県ですね元徳山市なんか入ってる所なんですけども、2市2町が合併しましてこれ全く余談として聞いていただきたいんですけども、議員報酬一番安い町が17万いくらかやっただと思うんですよ。で、高いところは44万ぐらい確かあったと思います。そのまま在任特例2年間という事でやったんですけども、みんなその議員報酬前のもまでいこうということでそれぞれの町でもらったり市でもらったりそのままに在任入ってしもたとして、1年間ぐらいたった中でこれはちょっとおかしいぞと、やっぱりばらつきあるのはおかしいから統一しようということで市長が一番高いところの報酬で提案していたと、さすが議会もそのまま通すのはあれやからいくらかカットしてそれを認めようという話になったんですけども、実際それを住民が認めないということで住民投票になりまして議会解散ということで、ちょうどこの間の日曜にですけども解散まで至ってしまったと、そういう全く余談ですけどもそういうこともあります。そういうことで議員報酬なんか今後決めていくことになればすごくその辺も慎重に決めていく必要があるかと。この小委員会で議員報酬を決定するっていうことにはなっていないんですけどね。余談も含めまして以上でございます。

議長 (榎本喜之)	ありがとうございました。松浦委員さんそれでよろしいでしょうか。はい、松浦委員さん意見。
委員 (松浦猛)	色々お手数煩わせまして恐れ入ります。今議員報酬2億6千9百万円と、これは現在議長さんとだいぶ差あらっしょな。ほいでこれ議長さんが5名おんのやろ。今の年額2億6千9百万円っていうのは議長、副議長も入れた金額やろ。単純に。そしたら30に決めた場合というのはこれまあ議長1副議長1で計算したとするわ。単純に計算だけで。議長は5人あるという計算上は副議長も5人あるということですよ。わかりました。
議長 (榎本喜之)	他に何か意見あればおうかがいたしたいと思えますけれど。今松浦委員さんからもこういう資料ないかと事務局の方に提案等ありまして事務局の方から出していただいた訳なんですけれども、これからもずっと委員さんの方からこういう資料出していただきたいとかっていうのは事務局の方にお伝えしていただいて、また会議に資料の方の提出という形で出していただくという形をとっていきたいと思えますので、各委員さんもしありましたら事務局へ直接であろうと、この会議のこの場であるとかで出してほしいと思えます。他にないかご意見等ございませんでしょうか。ないようですので、それでは先ほど山岡委員、竹村委員、杉原委員さんの方から3町の方では特例はいっさい使わないということは議会の方で決定してきているという風なご意見をいただきましたので、後打田、那賀町の2町なんでございますけれどもいかがでしょうか、次までに打田、那賀町はそれを出して来るという形でないと前に進まないような気もいたしますので、打田の私と黒田委員さんの方で議会の方の意見集約という形で次回の小委員会までもうあの定数特例、はい、すいませんちょっと。
委員 (黒田七郎)	那賀町からスケジュール案通り、いわゆる次回の6月の中旬の小委員会までに。
議長 (榎本喜之)	この特例等についてのやつは決定ができるようにという形ですね。はい、私の方も打田町の方でその辺の事を決定して参りたいと思えます。ここで少しお諮りいたします。次回までにはその今3町さんの方はもう決定でございますけれども、次回のこの場所では小委員会において特例について使う、使わないの決定をとっていくということで、スケジュール通りということによろしいでしょうか。
一同	はい。

<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それから他に何か合併の方法等についてのご質問、ご意見ありましたら出していただきたいわけですが、ありませんでしょうか。ないようですのでそれでは会議次第5番のその他の方に移らせていただきます。委員の皆さん何かございませんでしょうか。</p> <p>ありませんか、はい。すいません、山岡委員</p>
<p>委員 (山岡年文)</p>	<p>ちょっと6月の中旬ってなってんのこの日にちを決定してほしいと思うんですけども。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>すいません、次の次第で。それでは会議次第6番目の次期開催日程等につきまして、ということでご意見をいただきたいと思いますけれども。はい、山岡委員。いいですか。それではまずもってどうでしょう、事務局案を一つ提案していただきたいと思いますので事務局の方からよろしくお願いいたしたいと思います。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、事務局案ということでございますので事務局の方から申し上げたいと思います。6月議会の月になって参りますのでなかなか調整の方各町さんにお願いいたしまして、色んな議会調整の関係の中でご足労かけました。そんな中で今案としてもっておりますのは6月15日の火曜日時間の方午前10時になってしまうんですけども、午前10時からこの場所です。粉河町のふるさとセンター2階のこの視聴覚室で開催できればと事務局としては考えております。以上です。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、今事務局案で6月15日火曜日、午前10時よりこの場所という案が提案されましたけれども、何かご異議等ございませんでしょうか。はい、異議がないようですので事務局案の通り次回開催日につきましては6月15日火曜日、午前10時よりこの場所で開催させていただきたいと思います。</p> <p>これで本日の日程は全て終了いたしました。なお、小委員会規程第6条の規定に基づきまして本日の小委員会の審議の経過及び結果につきましては5月28日開催の第3回合併協議会で報告させていただきます。皆様方には慎重審議ありがとうございました。お疲れ様でございました。</p>